

デジタルパスポート・バナー広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てにやさしい企業推進協議会(以下「協議会」という。)の資産を広告媒体として活用し、プレミアム・パスポート協賛企業(以下「協賛企業」という)及び民間事業者等(以下「事業者」という)の広告を有料で掲載することにより、協賛企業及び利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告

協賛企業及び事業者により、その事業活動のため一定の期間、継続して公衆に表示されるものをいう。

(2) 広告媒体

プレミアム・パスポート利用者のデジタルパスポート画面(アプリ版・ブラウザ版)。

(3) 広告主

広告掲載を希望する協賛企業及び事業者をいう。

(広告掲載の範囲及び基準)

第3条 広告の掲載は、広告媒体である資産の用途又は目的を妨げず、かつ、協議会が実施する業務又は事業に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会的な問題についての主義主張に当たるもの
- (6) 誇大又は虚偽であるもの
- (7) 不当な比較又は誹謗中傷となるもの
- (8) 協議会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 内容及び責任の所在が不明瞭なもの
- (12) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと協議会が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載することができない広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載期間、枠数、掲載料は、別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集方法及び選定方法については、別に定めるものとする。

(広告に関する責任)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の掲載の中止等適切な措置を講ずるものとし、これに伴い生じる経費は、広告主等が負担する。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告媒体に掲載する広告が第3条に定める基準に違反することとなった場合

(2) 広告主が広告原稿を指定する期日までに提出しなかった場合

(3) その他特に広告の掲載が適当でないと認められる場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。